平成２２年（フ）第２４１号
神奈川県横須賀市衣笠町12番28号
債務者　大用　正子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２４３号
神奈川県横須賀市森崎３丁目18番２―303号
債務者　中村　博暁
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２１３４号
神奈川県茅ヶ崎市小和田１丁目３番40号　楓ハイツⅠ202号
債務者　千葉　洋子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２４３号
横浜市西区浜松町13番５―501号
債務者　斎藤　　香（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３７４号
神奈川県海老名市門沢橋２丁目７番17―202号
債務者　桐谷　　健
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３９４号
横浜市緑区鴨居３丁目27番15号　フォーラムルーツ101号
債務者　瀬戸　秀一
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５８４号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン９―４号棟205号
債務者　鈴木　洋子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５８５号
横浜市青葉区新石川４丁目20番地７　クリオたまプラーザ壱番館212
債務者　平岡　正稔
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５９４号
神奈川県鎌倉市大船３丁目15番24号　ニューライフ大船202号
債務者　森　　信郎
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４１３号
相模原市緑区下九沢1533番地１　メゾンド.グランチェスタ303号室
債務者　設楽　正紀
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３４０号
北海道旭川市東旭川北１条７丁目10番10号
債務者　澤谷　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５２号
北海道旭川市末広東２条３丁目５番18号　ジョイフル23　103号室
債務者　鳥谷部美和子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５７号
北海道上川郡東川町北町２丁目５番３号
債務者　松本　正義
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５８号
北海道雨竜郡雨竜町字尾白利加2312番地66
債務者　岡村　雅人
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６５号
北海道旭川市東８条１丁目３番７号　野原アパート
債務者　梨木　克浩
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６８号
北海道旭川市５条通18丁目1189番地
債務者　岩井　信也
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部